

## 文化財防犯緊急対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、奈良県内に所在する文化財に対する汚損、損壊等の犯罪を防ぐことを目的として、文化財の所有者又は管理団体が防犯カメラ又は防犯センサー（以下「防犯カメラ等」という。）を設置するために要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項により指定したもの（重要無形民俗文化財を除く。）及び奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第4条第1項又は第31条第1項により指定したもの（奈良県指定無形民俗文化財を除く。）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として設置される映像撮影機器あって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (3) 防犯センサー 犯罪の予防を目的として設置される、人感等により自動で点灯し、又は警報音を発する装置をいう。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、前条第1号に規定する文化財の所有者又は管理団体とする。ただし、その所有又は管理する文化財（建造物）及び文化財を収蔵する建物の合計が5棟以上である場合は、補助を受けることができない。

### (補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	防犯カメラ等の購入及び取付・設置工事に要する経費。ただし、防犯カメラ等は、文化財（建造物）又は文化財を収蔵する建物1棟につき1件（防犯カメラのみの場合は1台を1件、防犯センサーのみの場合は1機を1件、防犯カメラ及び防犯センサーの場合は防犯カメラ1台及び防犯センサー1機を併せて1件とする。）
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内とし、補助金の限度額は次の各号に定めるところとする。 (1) 防犯カメラのみを設置する場合は、1件につき200,000円 (2) 防犯センサーのみを設置する場合は、1件につき60,000円 (3) 防犯カメラ及び防犯センサーを併せて設置

する場合は、1件につき250,000円

ただし、防犯カメラを設置する建物が特殊な形状、材質である等、建物の構造上の理由から設置に要する経費が(1)の限度額を超える場合は、知事の認める限りにおいて、(3)の金額を適用することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 防犯カメラ等設置計画書(第2号様式)

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 防犯カメラ等設置計画書(第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業実績の報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに、実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書

類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等設置報告書（第5号様式）
- (2) 交付請求書（第6号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第11条 知事は、前条に規定する書類を受理した場合において、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定した上で申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

（財産の処分等の制限等）

第14条 申請者は、補助事業により取得した財産については、知事の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 申請者が知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分し、収入があった場合においては、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。